

# 国民健康保険証の更新時期です！

## 7月末までに新しい国保の保険証を郵送します

現在、皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日(水)までとなっています。

8月1日(木)からは、新しく更新された国民健康保険被保険者証をお使いください。

限度額・減額認定証につきましては郵送しませんので、今年度も必要な方は、役場福祉課で交付手続きをしてください。

### ◆保険証は郵送により交付します

新しい保険証は、7月末までに簡易書留で郵送します。  
新しい保険証が届きましたら保険証の記載内容を確認してください。

※交付された保険証の記載内容に間違いがあった場合には、福祉課国民健康保険係までご連絡をお願いします。  
また、郵送時にマイナンバーの下4桁をお知らせしますので、お手持ちのマイナンバーカードなどをご確認ください。

### ◆古い保険証は廃棄か返却してください

古い保険証は、8月になってから、はさみを入れて廃棄するか、役場福祉課または吉岡支所に返却してください。

## 国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめたりするときは、届出が必要です

| 国保に加入するとき  | 国保をやめるとき   |
|--|--|
| ①職場の健康保険などをやめたとき<br>②他の市区町村から転入したとき<br>(職場の健康保険などに加入していない場合)<br>③子どもが生まれたとき など                             | ①職場の健康保険などに加入したとき<br>②他の市区町村へ転出するとき<br>③死亡したとき<br>④後期高齢者医療制度に加入したとき など                                     |
| <b>加入の届出が遅れると…</b><br>⇒保険税は届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。<br>⇒保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担になります。 | <b>やめる届出が遅れると…</b><br>⇒資格を喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返すことになります。<br>⇒ほかの健康保険などに加入すると、保険税を二重払いするおそれがあります。 |

※令和6年12月1日以降、現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証となります。  
今後、マイナンバーカードを取得していない方には「資格確認書」を交付します。  
交付手続きの詳細につきましては、別途お知らせします。

お問い合わせ先

福祉課 国民健康保険係

☎47-4682